

生活交通確保維持改善計画  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成 29 年 6 月 26 日  
(名称) 山縣市公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称	
山縣市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性	
(1) 事業の目的 本市は、岐阜市の北側に隣接し、JR 岐阜駅及び名鉄岐阜駅から約 9~34 キロメートルと南北に広範に広がっている。本市の地勢は、山地丘陵部が多く、北端の日永岳を最高峰として枝状の山地・過疎地と、長良川支流の武儀川、鳥羽川、伊自良川沿いの平たん地・都市部で構成されており、地区によって地理的条件が大きく異なっている。 また、本市には鉄道がなく、自動車を利用できない市民にとっては、バスが買い物や通院などの日常生活になくてはならない交通手段となっている。しかし、バス停から離れた集落が各地に点在しており、このような公共交通不便地区の解消が課題となっている。 そのため、公共交通不便地区を解消し、買い物や通院などの利用者ニーズを反映した生活交通を確保することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組むものである。	
(2) 事業の必要性 利用者ニーズにあった効率的な運行を実施するためには、各地区の地域特性にあった公共交通サービスが必要であることから、以下のようにフィーダー路線を確保する。 [ハーバス大桑線・伊自良線] ・ 幹線路線への接続 ・ 乗り継ぎ利便性の向上 ・ 集落を経由するルートへの変更	
2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
・ 1 便あたりの乗車人数	ハーバス大桑線 : 3.1 人/便 ハーバス伊自良線 : 3.1 人/便
・ 利用者 1 人あたりの運行経費	ハーバス大桑線 : 1,480 円/人 ハーバス伊自良線 : 1,630 円/人
(2) 事業の効果	
ハーバス大桑線、伊自良線の運行ルートの変更による効果 ・ 自宅から停留所の距離が近くなることによる利便性の向上	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
【公共交通ガイドブックの発行】(実施主体 市) ・ ダイヤ改正等にあわせて、定期的にガイドブックを更新し、住民に最新情報の提供を行い、バス	

を普段利用しない方への利用促進を図るほか、日常的な利用者にも時刻等が簡単に確認できるようにすることで、利用の抵抗感をなくす。

【地域公共交通の利便性の確保】（実施主体 住民、交通事業者、市）

- ・バスの利用方法等の説明会を開催してバスの利便性を周知し、バスに乗車する機会の少ない人に対して利用促進を図る。また、定期的に地域バス調整会議を開催することで、住民のバスに対する意識を向上させるとともに、より便利な公共交通を目指す。

【企画乗車券の発行】（実施主体 交通事業者、市）

- ・市街地で複数の施設を訪れる利用者等への割高感や抵抗感を軽減するため、一日乗車券等の割引乗車券を発行し、利用促進を図る。

【バスヘルパーの継続・拡充】（実施主体 住民）

- ・バスヘルパー事業について、活動を継続していくとともに、新たな活動への参加者を募り、更なる事業の拡充を図る。

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①路線図：別添

②予定している時刻表・運行期間

- ・時刻表：別添
- ・運行期間：平成29年10月1日から

③運送事業者の決定方法

運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力や、営業所位置、キロ当たり経常費用等から総合的に判断し決定する。

④地域内フィーダー系統の補足資料

- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線は、「岐北厚生病院前」にて、地域間幹線系統である岐北線・岐阜板取線等に接続している。
- ・幹線である既存交通や地域間幹線系統と、支線である地域内フィーダー系統との役割分担が明確化されており、地域全体の交通ネットワークを形成するものとして整合を図っている。
- ・ハーバス大桑線・ハーバス伊自良線においては運行ダイヤ及び経路の見直しを実施し、バス交通のサービスレベルの見直しを図っている。

⑤運送事業者を選定した経緯：

平成15年の合併以前から、以下の理由により岐阜乗合自動車株式会社を選定している。

- ・市内に営業所を有する唯一のバス運行会社であり、市内の地理に最も精通していると考えられること。
- ・営業路線の廃止代替路線であること。
- ・事業規模、過去の実績から、運行安全性、環境配慮、緊急時の対応能力等において優れていると考えられること。
- ・運行欠損額算出上の運行経費を、交渉により低額（キロ当たり経常費用299円（岐阜板取線を除く）、国東海標準361.31円）に抑えていること。
- ・同社他市路線の営業収益を当市自主運行バスにも按分されることから、欠損額を低く抑えられること。

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市から運行事業者への補助金は運行経費から国庫補助額を控除した額としている。

#### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岐阜乗合自動車株式会社
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認められた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
※ 該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
※ 該当なし
(2) 事業の効果
※ 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
※ 該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
※ 該当なし
15. 協議会の開催状況と主な議論
平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回 (H24. 7. 10) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について 平成24年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)について</li> <li>・ 第2回 (H24. 8. 7) 10月1日実施予定の路線廃止・ダイヤ改正について</li> <li>・ 第3回 (H25. 2. 5) 各種調査(アンケート・ヒアリング)結果について 第1回市民検討会結果について</li> <li>・ 第4回 (H25. 3. 26) 第2回市民検討会結果について 山県市公共交通計画(案)について</li> </ul> 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回 (H25. 6. 3) 山県市公共交通会議設置要綱の改正について 山県市公共交通総合連携計画(案)について</li> <li>・ 第2回 (H25. 8. 8) 山県市公共交通総合連携計画の策定について 山県市生活交通ネットワーク計画の策定について 山県市地域協働推進事業計画の策定について 10月1日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について</li> </ul>

- ・書面 (H25.10) 平成25年度予算、地域協働推進事業業務委託について
  - ・第3回(H26.2.27)4月1日実施予定の路線変更・ダイヤ改正について
- 平成26年度
- ・第1回(H26.6.27)山県市生活交通ネットワーク計画の策定について  
市町村運営有償運送(市町村福祉輸送)の更新について  
平成26年度地域協働推進事業業務委託について  
ハーバス3線+岐北線神崎系統後期高齢者・障がい者・子ども(小学生)運賃免除について  
岐北線徳永ロープバス・ハーバス乾線徳永ー笹賀間ルート変更について
  - ・書面 (H27.2) 岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて
- 平成27年度
- ・第1回(H27.6.29)山県市公共交通会議設置要綱の改正について  
ハーバス大桑線・伊自良線ルート変更、ダイヤ改正について  
地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について  
ハーバス乾線の今後について
  - ・書面 (H27.11) 市地域公共交通網形成計画策定調査業務について
  - ・書面 (H28.1) 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について  
岐阜板取線の路線変更について
  - ・第2回(H28.2.10)岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて  
岐北線美山中学校系統について  
公共交通網形成計画策定調査事業中間報告、今後の方向性について
  - ・第3回(H28.3.24)山県市公共交通網形成計画骨子の素案について
- 平成28年度
- ・第1回(H28.6.27)地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
  - ・書面 (H28.8) 岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて  
バス停留所の廃止について(美山中学校)  
ハーバス乾線の廃止について  
運転免許証返納者に対するバス運賃割引制度について  
岐阜板取線の路線変更について
  - ・第2回(H29.1.11)地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について  
地域公共交通網形成計画(素案)について  
ハーバス伊自良線の経路変更について  
岐阜乗合自動車(株)作成「土日祝日限定ワンデーフリー乗車券」対象路線に本市自主運行バス全路線を含めることについて
- 平成29年度
- ・第1回(H29.6.26)地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について  
地域公共交通網形成計画(案)について  
市町村有償運送(市町村福祉輸送)の更新について

#### 16. 利用者等の意見の反映状況

- ・市民検討会、利用者ヒアリング調査、市民アンケート調査等により得られた市民や利用者の意見を反映して計画を作成した。

#### 17. 協議会メンバーの構成員

副市長	副市長
一般旅客自動車 運送事業者	岐阜乗合自動車株式会社 高富タクシー有限会社 公益社団法人岐阜県バス協会
市民又は利用者 の代表者	市自治会連合会 市老人クラブ連合会女性部 市交通安全女性連絡協議会 市PTA連合会
岐阜運輸支局	中部運輸局岐阜運輸支局
労組等代表	岐阜乗合自動車株式会社労働組合
岐阜県	岐阜県都市建築部公共交通課
道路管理者	岐阜土木事務所施設管理課 市建設課
山県警察署	山県警察署交通課
学識経験者	関西大学環境都市工学部都市システム工学科教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 岐阜県山県市高木 1000 番地 1

(所属) 山県市企画財政課

(氏名) 棚村 湧太

(電話) 0581-22-6825

(e-mail) kikaku@city.gifu-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岐阜県山 口市	岐阜乗合自動車 (株)	(1) ハーバス大桑線	大桑 雉洞	イオン・ 平和堂	山県 市役 所	往 17.1km 復 17.1km	294日	759.5回		路線定期運行	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③
		(2) ハーバス伊自良 線	伊自 良湖 口	平和堂・ イオン・ グリーン	岐北 厚生 病院 前	往 17.7km 復 17.7km	294日	1102.5回		路線定期運行	①	岐北線「岐北厚生病 院前」にて接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	山縣市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,114
交通不便地域	8,013

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,549	旧美山町	過疎地域等自立促進特別措置法
1,464	旧上伊自良村	山村振興法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
27,114	財政力指数0.5未満 対象人口27,114人×120円+200万円	5,253,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)